措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	財政部	令和3年	F度分(必	必要に応じ	て令和2年	=度分)事績	务事業	
種類	定期監	査及び	行政監査	Ĭ				
監 査 日	令和	3	年	10	月	25	日	
提出日(最新提出日)	令和	4	年	4	月	28	日	
担当	財政部	財政課	(電話	2905)				

W. 144 44 44		1-H-		JD.	ΣH.	
指摘事項		措	置	状	況	
1 市税収納率の向上について 令和2年度決算において、市税収納率 は95.2%で、前年度比0.2ポイント増で あった。 納付方法の拡充を図るとともに、休日 呼出指導による滞納整理や預貯金など的 が見られた。 しかしながら、令和3年7月末現在の未 収金のうち、滞納繰越分は 2,814,157,734円であることから、今後 とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはも、滞納繰越が早じないように努力 し、市税収入の安定確保に向け、更なる 収納率の向上を図られたい。	税公金セルフ収約率化の推進や、専門の強化等により、済また、令和3年1月の市税の滞納者に対する滞納繰越額の終	門的な徴収 帯納繰越分 引から納税 対し、早期	ノウハウ の早期回 コールセ の自主納	のある国 収に努め ンターの	税OB職員に ている。 運用を開始	よる人材育成し、現年度分
2 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品 取扱員は、物品の納入があったときらうえ 受領し、支出命令書又は注文書請すなら 設書の検収欄に認印を押さなければなら ない。」と規定している。 しかしながら、財政課及び納税課で は、物品の納入があったとき物品取扱し、 物品の納入があったとき物品取扱し、 横に認印を押しているものがあった。 今後は、岐阜市物品管理規則を導守 し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。	岐阜市物品管理共 扱員が検収し押印机					

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	財政部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 3 年 10 月 25 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担当	財政部 財政課 (電話2905)

指摘事項	措 置 状 況
3 交通事故の防止について 令和2年4月から令和3年7月までの間 に、公用車の発進時における事故が2 件、後退時における事故が2件発生した。後退時における2件の事故のうち1件 は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。 乗車前の公用車周辺の障害物等の把握 及び後退時の安全確認を励行するとと降 直し誘導するよう指導されたい。 後退時の安全確認の励行については、 令和元年度の定期監査においても同様の 指摘をしており、確実に対応されたい。	運転者が安全確認を行うことはもちろん、特に、後退時においては、同乗者も降車して安全確認を行うことを指導徹底した。また、走行前・走行後の車両点検及び走行前の周辺状況の確認を確実に実施することを指導した。